

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十二月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第四十七号

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

身体障害者福祉法施行細則（昭和四十三年五月奈良県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第七号様式を次のように改める。

附 則

この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。